

選択的夫婦別氏制度を法制化する民法の一部改正反対に関する請願

平成 年 月 日

法務大臣 千葉景子殿

請願者住所

請願者氏名

請願事項

選択的夫婦別氏制度を法制化する民法第七百五十条の一部改正に反対します。

請願理由

夫婦別氏制度の法制化は、最小の共同体である家族の崩壊につながります。家族の中で誰か一人だけ氏が違うと、子供は「なぜ家族同士で氏が違うのか」と疑問に思うことでしょう。氏というのは家族名です。一つの家族には一つの氏があれば十分です。どうしても夫婦で氏を別々にしたいのであれば、福島瑞穂氏のように事実婚をすればいいだけです。よって、現行の制度で何の問題もありません。

今回の夫婦別氏制度の法制化の理由は、個人の尊重を背景とした「選択の自由」「家族の多様化」というものです。これでは家族の絆が断ち切れ、家庭崩壊がますます促進するおそれがあります。これでは夫婦別氏というより、家族別氏としかいいようがありません。

それに、夫婦別氏制度にともなって非嫡出子の相続差別撤廃が法制化されたら、結婚に特別な意味を見出せなくなってしまうと思います。夫婦別氏制度が導入されれば、結婚するとき男女間で同じ氏にするか別の氏にするかで意見が対立する可能性があります。対立した場合は、結婚を諦めるケースも出てくると思われれます。そうなると、夫婦別氏で結婚を諦める男女の方が多くなり、かえって婚姻数が減少するでしょう。

そもそも、日本国民は本当に夫婦別氏制度を望んでいるのでしょうか。職場などで氏が変わることによる不都合を解消するのであれば、そういう場でのみ婚姻前の氏を名乗ることができるようにすればいいだけです。

以上の理由で、婚姻制度や戸籍制度を形骸化し、家族制度の崩壊につながり、日本国の解体に導くとしかいいようがない選択的夫婦別氏制度の法制化に反対いたします。